

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則	
○総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則……………	1 (人事課)
告 示	
○北海道知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則に係る告示 ……………	1 (漁業管理課)
○土砂災害警戒区域の指定……………	1 (維持管理防災課)
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	2 (維持管理防災課)
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除……………	2 (維持管理防災課)
○令和元年度、令和2年度及び令和3年度において競争入札に参加する者に必要な資 格等……………	3 (財務指導課)
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	6
○特定調達契約に係る入札の公告……………	7
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	8
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	9
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	10

規 則

総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年11月4日
北海道知事 鈴木直道

北海道規則第92号
総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則
総合振興局長等事務委任規則（昭和23年北海道規則第80号）の一部を次のように改正する。
経済部の項3の事項(85)中「第79条第2項ただし書」を「第79条第3項」に、「第77条第2

項ただし書」を「第77条第3項」に、「第34条第2項ただし書」を「第34条第3項」に改める。

農政部の項6の事項中「第4項」を「第5項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道告示第672号

北海道知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則（平成30年北海道規則第52号）第3条の規定に基づき、令和2年北海道告示第580号をもって同条第2号に掲げる場合に該当すると認めた北海道計画により定められた北海道檜山振興局管内沖合海域の定置網漁業を除く採捕に係る30キログラム以上のくろまぐろの採捕の数量は、同号に掲げる場合に該当しなくなったと認める。

令和2年11月4日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第673号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年11月4日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
病院右の沢川（I-01-0390）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市中央区双子山4丁目（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
札幌盤溪14（I-0-74-74）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市中央区盤溪（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦

覧に供する。)

北海道告示第674号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年11月4日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌盤溪11（Ⅲ－0－10－10）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市中央区盤溪（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌盤溪13（Ⅰ－0－73－73）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市中央区盤溪（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌平岸4条12丁目（Ⅰ－0－100－100）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市豊平区平岸4条12丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第675号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第8項の規定により、次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和2年11月4日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
病院右の沢川（Ⅰ－01－0390）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市中央区双子山4丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌盤溪11（Ⅲ－0－10－10）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市中央区盤溪（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌盤溪13（Ⅰ－0－73－73）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市中央区盤溪（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌盤溪14（Ⅰ－0－74－74）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市中央区盤溪（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌平岸4条12丁目（I－0－100－100）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市豊平区平岸4条12丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第676号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により定めた一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を公示する。

なお、既に平成30年北海道告示第721号及び令和元年北海道告示第756号に基づき道に申請して令和元年度、令和2年度及び令和3年度における競争入札に参加する者に必要な資格を有する者は、この公示により新たに申請することを要しない。

令和2年11月4日

北海道知事 鈴木直道

第1 資格の種類及び調達をする物品等又は特定役務の種類

令和元年度、令和2年度及び令和3年度において道が締結しようとする契約のうち次の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2を除き、以下「資格」という。）は、当該中欄に定めるものとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第2条第3号に規定する物品等又は同条第4号に規定する特定役務の種類は、当該右欄に定めるものとする。

契約の種類	資格の種類	調達をする物品等又は特定役務の種類
		産業用機械器具類（機械修繕を含む。）、医療機器

物品の購入契約	物品の購入	類、教育研究用機器類、事務用機器類、車両・車両用品類（車両修繕を含む。）、燃料類、被服・繊維皮革類、その他（洗濯を含む。）
印刷物の製造の請負契約	印刷物の製造	印刷物の製造
印章の製造の請負契約	印章の製造	印章の製造
複写機、電子計算機又は自動車の賃貸借契約	物品の賃貸借	複写機、電子計算機、自動車
庁舎等清掃の委託契約	庁舎等清掃	庁舎等清掃
庁舎等警備の委託契約	庁舎等警備	
庁舎等消防設備保守点検の委託契約	庁舎等消防設備保守点検	
ボイラー等運転操作の委託契約	ボイラー等運転操作	
情報システムの開発の委託契約	情報システムの開発	情報システムの開発
船舶の建造の請負契約	船舶の建造又は修理	船舶
船舶の修理の請負契約		
林産物の売払契約	林産物の売払い	

第2 資格要件

1 共通資格要件

各資格の共通の要件は、(1)から(4)までのいずれにも該当することとする。

(1) 政令第167条の4第1項各号（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

(4) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

(1) 物品の購入及び物品の賃貸借

ア及びイのいずれにも該当すること。

ア 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(2) 印刷物の製造及び印章の製造

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

ウ 次の(ア)又は(イ)の機器を所有（リースしている場合を含む。）していること。

(ア) 印刷物の製造の場合は、印刷物の製造に必要な印刷機

(イ) 印章の製造の場合は、印面作成に必要な機器

(3) 庁舎等清掃

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号の登録を受けていること。

イ 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る実績を有していること。

(4) 庁舎等警備

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による警備業の認定を受けていること。

イ 警備業法第9条又は第40条の規定による届出書の提出を必要とする者にあっては、当該届出書の提出を行っていること。

ウ 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

エ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る実績を有していること。

(5) 庁舎等消防設備保守点検

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 従業員の中に、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の6に規定する消防設備士の資格を有する者が1人以上いること。

イ 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る実績を有していること。

(6) ボイラー等運転操作

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 従業員の中に、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第72条に規定するボイラー技士の資格又は同法第76条に規定するボイラー取扱技能講習修了の資格を有する者が1人以上いること。

イ 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る実績を有していること。

(7) 情報システムの開発

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 申請をしようとする月の初日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間に情報システムの開発実績を有していること。

ウ 従業員の中に、2年以上の経験を有するシステムエンジニア又はプログラマーがいること。

(8) 船舶の建造又は修理

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 申請をしようとする月の初日現在において引き続き2年以上それらの事業を営んでいること。

イ 個人にあっては、従業員の数が20人以上であること。

ウ 申請をしようとする月の初日の直前2事業年度分（当該2事業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、それらの事業に係る年間平均完成高が2,000万円以上であること。

エ 30トン以上の船舶の建造又は修理の能力があること。

(9) 林産物の売払い

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでい

ること。

イ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る仕入高を有していること。

ウ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

また、中小企業組合等が(1)に該当する場合は、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち、事業に係る実績、年間平均完成高若しくは仕入高又は情報システムの開発実績にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請は、次の(1)から(5)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める時期にしなければならない。ただし、特例政令第4条に規定する特定調達契約に係る資格審査については、(1)に定める時期以外の時期であっても、申請を受け付ける。

なお、申請の時期は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除くものとし、受付時間は午前9時から午後5時までの間とする。

(1) (2)から(5)までに掲げる者以外の者

令和3年12月28日（火）まで随時

注 資格を有することとされた者にあっては、資格を有すると認めた旨の通知があった日以後の入札に参加する資格を得ることができる。

(2) 共同企業体（情報システムの開発に限る。）

当該共同企業体が結成されたとき。

(3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等
当該証明を受けたとき。

(4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合
当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。

(5) 知事が特に必要と認めた者

知事の指定する日

2 申請書類の入手方法

申請書類は3の表に定める申請書類の提出先において交付するものとする。

また、北海道のホームページ（アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/kns/sikaku_m/sikaku_main.htm）からダウンロードすることができる。

3 申請の方法

資格審査の申請は、次の表に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

なお、物品の購入、印刷物の製造、印章の製造及び物品の賃貸借の資格審査の申請（以下「物品の購入等の資格審査の申請」という。）を注書の方法により行う場合にあっては、申請書類の提出先は、出納局会計管理室調達課とする。

資 格 の 種 類	申 請 書 類 の 提 出 先	
	主たる営業所が 道外にある者	主たる営業所が 道内にある者
物 品 の 購 入	出納局会計管理室 調 達 課	主たる営業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局の総務課（主たる営業所の所在地が石狩管内にある者については出納局会計管理室調達課）
印 刷 物 の 製 造		
印 章 の 製 造		
物 品 の 賃 貸 借		
庁 舎 等 清 掃	総務部総務課	総務部総務課
庁 舎 等 警 備		
庁舎等消防設備保守点検 ボイラー等運転操作		
情報システムの開発	総合政策部情報統計局 情 報 政 策 課	総合政策部情報統計局 情 報 政 策 課
船舶の建造又は修理	水産林務部総務課	水産林務部総務課
林 産 物 の 売 払 い	水産林務部森林環境局 道 有 林 課	総合振興局又は振興局の森林室 （石狩振興局、檜山振興局、宗谷総合振興局及び根室振興局を除く。）

(注) 物品の購入等の資格審査の申請及び情報システムの開発の資格審査の申請については、インターネットにより北海道電子自治体共同システム（<https://www.harplg.jp/>）にアクセスし、必要事項を入力の上送信するとともに、物品の購入等の資格審査の申請については出納局会計管理室調達課、情報システムの開発の資格審査の申請については総合政策部情報統計局情報政策課の指示により作成した申請書類を提出することにより行うことができる。第7に規定する資格審査の再申請についても同様とする。

第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から令和4年3月31日までとする。

2 有効期間の更新手続

1の有効期間を更新しようとする者は、令和3年度に令和4年度以降の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

第5 特定調達契約に係る資格

この告示に基づき申請して得た資格（物品の購入、印刷物の製造、印章の製造、物品の賃貸借、庁舎等清掃、情報システムの開発及び船舶の建造又は修理に限る。）については、それぞれの資格の種類に応じた契約で、特例政令の規定が適用されるものについても適用する。

第6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

- 第2に規定する資格要件（第2の1の(3)に規定する資格要件及び第2の2に規定する資格の種類ごとの要件のうち従業員の数に係る資格要件を除く。）に該当しないこととなったとき。
- 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第7 資格審査の再申請

1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併、譲渡又は会社分割により承継した者
- (1)に該当する構成員を有する資格者である共同企業体
- 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

2 再申請の方法

再申請をしようとする者は、第3の3の表の「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

第8 資格の喪失事由の届出

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、その旨を書面により届

けなければならない。

- 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

第9 その他

- 資格者又はその代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）である場合は、道が実施する入札等に参加することができない。
- 共同企業体の取扱いについては、第1から第8までに定めるもののほか、別に定めるところによる。

総合振興局告示及び振興局告示

北海道渡島総合振興局告示第115号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年11月4日

北海道渡島総合振興局長 鳴 海 拓 史

1 資格及び調達をする物品等の種類

令和2年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- 契 約 令和2年11月4日に一般競争入札の公告を行う石崎松前線長寿命化工事（小砂子橋）仮設材（仮橋）の賃貸借契約
- 資 格 石崎松前線長寿命化工事（小砂子橋）仮設材（仮橋）の賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。）
- 物 品 等 の 種 類 仮設材（仮橋）

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

過去2年間に国又は地方公共団体と仮橋に係る賃貸借契約を2回以上締結し、履行したことがある者であること。

3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和2年11月4日（水）から同月30日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道渡島総合振興局のホームページ（<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。

5 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所在地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
(3) 電話番号 0138-47-9609

北海道渡島総合振興局告示第116号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年11月4日

北海道渡島総合振興局長 鳴海拓史

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称 石崎松前線長寿命化工事（小砂子橋）仮設材（仮橋）の賃貸借

イ 数量

(ア) 仮橋下部工（H形鋼杭）7.1トン（65日間）

(イ) 仮橋下部工（鋼矢板）6.8トン（46日間）

(ウ) 仮橋上部工（鈑桁）18.5トン（44日間）

(エ) 仮橋上部工（仮設高欄）36メートル（44日間）

(オ) 仮設上部工（覆工板）144平方メートル（47日間）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 令和3年1月26日から同年3月31日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和2年北海道渡島総合振興局告示第115号に規定する石崎松前線長寿命化工事（小砂子橋）仮設材（仮橋）の賃貸借契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎3階入札室（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課）

(2) 入札日時 令和2年12月17日（木）午後2時（送付による場合は、同月16日（水）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道渡島総合振興局のホームページ（<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課
 (2) 所 在 地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
 (3) 電 話 番 号 0138-47-9609

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Lease of temporary bridge substructure (steel pile) 7.1 tons
 b Lease of temporary bridge substructure (steel sheet pile) 6.8 tons
 c Lease of temporary bridge superstructure (plate girder) 18.5 tons
 d Lease of temporary bridge superstructure (temporary balustrade) 36 meters
 e Lease of temporary bridge superstructure (lining board) 144 square meters

B Bid tendering date and time : 2:00 P.M., December 17, 2020

(If mailed, bids must arrive no later than December 16, 2020)

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Hakodate Department of Public Works Management, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan
 Phone : 0138-47-9609

北海道上川総合振興局告示第1008号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年11月4日

北海道上川総合振興局長 中 島 俊 明

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

- (1) 凍結防止剤（塩化カルシウム水溶液）事業課管内定置式（1キログラム当たりの単価） 420,000キログラム
 (2) 凍結防止剤（塩化カルシウム水溶液）（1キログラム当たりの単価） 452,000キログラム
 (3) 凍結防止剤（ナトリウム、マグネシウム混合塩化物（粒状））（1キログラム当たりの単価） 22,750キログラム
 (4) 焼砂（焼碎石）（事業課管内中央地区）（1トン当たりの単価） 3,200トン
 (5) 焼砂（焼碎石）（事業課管内北部地区）（1トン当たりの単価） 900トン
 (6) 焼砂（焼碎石）（事業課管内東部地区）（1トン当たりの単価） 500トン
 (7) 焼砂（焼碎石）（士別出張所管内）（1トン当たりの単価） 700トン
 (8) 焼砂（焼碎石）（富良野出張所管内）（1トン当たりの単価） 1,300トン

- (9) 焼砂（焼碎石）（美深出張所管内）（1トン当たりの単価） 120トン

2 落札を決定した日

令和2年10月13日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)

- ア 氏 名 株式会社ボー
 イ 住 所 東京都中央区日本橋小舟町11番7号

(2) 1の(2)

- ア 氏 名 道都化学産業株式会社
 イ 住 所 札幌市東区北8条1丁目1番40号

(3) 1の(3)

- ア 氏 名 ホッコウ資材株式会社
 イ 住 所 旭川市永山2条7丁目1番57号

(4) 1の(4)

- ア 氏 名 マルオ建設工業株式会社
 イ 住 所 旭川市永山4条8丁目1番20号

(5) 1の(5)及び(9)

- ア 氏 名 コンス・A・M・G株式会社
 イ 住 所 旭川市東鷹栖東1条4丁目637番地の47

(6) 1の(6)

- ア 氏 名 美瑛川砂利碎石販売協業組合
 イ 住 所 上川郡美瑛町字下宇莫別第5

(7) 1の(7)

- ア 氏 名 三共建設株式会社
 イ 住 所 士別市東2条北4丁目15番地

(8) 1の(8)

- ア 氏 名 株式会社山伏パコム
 イ 住 所 富良野市本町8番1号

4 落札金額

- (1) 48.0円
 (2) 33.0円
 (3) 39.0円
 (4) 8,000円
 (5) 7,900円
 (6) 7,400円

- (7) 8,200円
- (8) 9,200円
- (9) 8,400円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和2年8月25日付け北海道上川総合振興局告示第1006号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課
 - (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁渡島教育局告示第85号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年11月4日

北海道教育庁渡島教育局長 谷 垣 朗

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

- ア ノート型パーソナルコンピュータ 一式 9台分
 - イ タブレット端末（A地区） 一式 37台分
 - ウ タブレット端末（B地区） 一式 40台分
- アからウまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 令和3年3月26日（金）

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、入札説明書に記載の要件等を満たしていることを事前に

証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和2年11月4日（水）から同月18日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日のみ正午）まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎4階403号会議室（送付による場合は、郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室）

- (2) 入 札 日 時 令和2年11月27日（金）午前10時（送付による場合は、同月26日（木）午後5時までに必着）

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和2年9月4日付け北海道教育庁渡島教育局告示第73号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ（<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky>）においてダウンロード

ドすることができる。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室 (2) 所 在 地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号 (3) 電 話 番 号 0138-47-9029 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : a Laptop 9 sets b Tablet 37 sets c Tablet 40 sets B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., November 27, 2020 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., November 26, 2020) C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Oshima District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8557 Japan Phone : 0138-47-9029	ア 除雪グレーダによる作業（除雪作業1時間当たりの単価） 143時間 イ トラクタショベル（容量1.5㎡以上、可変プラウ付き）による作業（機械を常備しない期間）（除雪作業1時間当たりの単価） 38時間 ウ トラクタショベル（容量1.5㎡以上、可変プラウ付き）による作業（除雪作業1時間当たりの単価） 214時間 エ トラクタショベル（容量1.8㎡以上、可変プラウ付き）による作業（除雪作業1時間当たりの単価） 455時間 オ ロータリ除雪車による作業（除雪作業1時間当たりの単価） 151時間 カ ダンプトラックによる作業（除雪作業1時間当たりの単価） 214時間 キ 道路作業車による作業（除雪作業1時間当たりの単価） 153時間 ク 普通作業員による作業（除雪作業1時間当たりの単価） 2,252時間 2 落札を決定した日 令和2年10月8日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社水谷組 (2) 住 所 札幌市中央区南29条西11丁目4番10号 4 落札金額 (1) 1の(1) 27,000,000円 (2) 1の(2)のア 7,030円 (3) 1の(2)のイ 19,300円 (4) 1の(2)のウ 5,780円 (5) 1の(2)のエ 2,720円 (6) 1の(2)のオ 8,130円 (7) 1の(2)のカ 5,400円 (8) 1の(2)のキ 5,290円 (9) 1の(2)のク 3,750円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和2年8月28日付け北海道警察本部告示第385号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察本部総務部施設課 (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
道 警 察 本 部 告 示 北海道警察本部告示第485号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和2年11月4日 北海道警察本部長 小 島 裕 史 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 (1) 警察本部札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち常駐委託一式 (2) 警察本部札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち作業委託	